

令和7年度第2回大阪市建設事業評価有識者会議 修正箇所対比表（大規模事業評価：新設校整備事業）

【資料5-2】

修正前		修正後		備考
頁	内容	頁	内容	
P.13	<p>※3 「大規模建築物の建設計画の事前協議」制度により、戸数が70戸以上の大規模マンションの建設計画を把握している。</p> <p>その大規模マンションの戸数、階数、立地により年齢ごとの児童数を算出している。</p>	P.13	<p>※3 「大規模建築物の建設計画の事前協議」制度により、戸数が70戸以上の大規模マンションの建設計画を把握している。</p> <p>その大規模マンションの戸数、階数、立地により年齢ごとの児童数を算出している。</p> <p><u>本推計では、通学区域内に建設予定の大規模マンションごとに、戸数に対して5歳児以下は4%、それ以外の年齢層は1.5%を乗じて各年齢層に加算し、算出。</u></p> <p><u>（建設予定の大規模マンションが20階以上の場合は、その戸数を6割に低減した上で算出。）</u></p>	<p>・推計の算出方法をより明確にする為修正</p>